

GCA FAS News

May 2017

Vol.33



For Client's Best Interest



GCA FAS

米国 M&A における税務上の留意点

GCA FAS 株式会社

【本号の内容】

1. はじめに
2. 米国企業に対する M&A の動向
3. 買収形態
4. IRC § 338 の選択
5. おわりに

米国企業の M&A においては、日本の国税に相当する連邦税に様々な関連規定がある

1. はじめに

日本企業の投資先として新興国が注目されていますが、先進国である米国も日本企業の事業戦略にとって変わらず欠かせない市場となっています。現在約 3 億人の人口と世界一の経済規模を有する米国は、先進国の中で唯一人口が長期的に増加すると予測されています。また、IMF が公表している 2020 年の GDP ランキングでもトップに予測されています。米国市場は世界市場の中で長期的・安定的な成長が見込め、日本企業にとっても無視できない市場といえるでしょう。

海外進出にあたっては M&A が有効な手段となり得ますが、クロスボーダー M&A では買収ターゲットの所在国の税制をよく理解し、その特徴を活かした最適な税務戦略をとる必要があります。米国では日本の国税に相当する連邦税において日本と異なる特有な規定が多くあります。連邦税は主に内国歳入法(IRC: Internal Revenue Code)によって定められています。

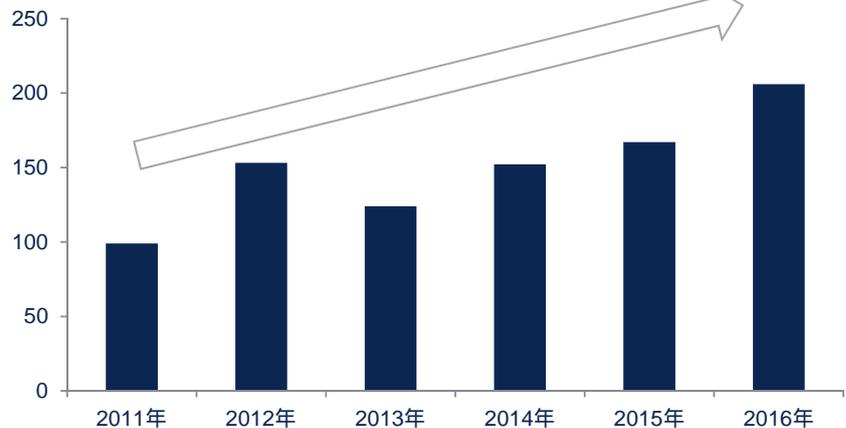
本稿では連邦法人税に焦点を当て、米国企業を買収する際の税務上のポイントについて解説していきます。

2. 米国企業に対する M&A の動向

図 1 は日本企業が主体となって実施された米国関連の M&A 件数の推移であり、近年も増加傾向であることが読み取れます。サントリー・ホールディングスによるピーム社の買収案件のようにディールサイズが 1 兆円を超える案件をはじめとして、1,000 億円を超えるような大型の買収案件が近年多く見受けられます。

このように、米国での M&A は新興国での M&A と比べて買収・投資の規模が大きくなることが多いため、課税インパクトも相応に大きくなります。したがって、米国で M&A を検討する際には事前に税務ストラクチャーを入念に検討しておくことが肝要です。

図1 日本企業による米国M&Aの推移
(件数)



(出所)レコフ M&A データベースを基に筆者作成

米国企業の株式買収においては、買収ターゲットの繰越欠損金の使用制限などの規定が設けられているため注意が必要

3. 買収形態

買収形態は株式買収と資産買収の二つの方式がありますが、クロスボーダーの案件では一般的には株式買収の方式がとられることが多くなっています。これは、株式買収は取引がシンプルであり、買収ターゲットが繰越欠損金を有している場合は当該欠損金を使用できる可能性があるなど一定の税務メリットがあるためと考えられます。

しかし、日本とは異なり、世界では繰越欠損金の使用は株主変更等の理由で制限がかかる場面が多くみられます。米国でも繰越欠損金の使用に関しては IRC § 382 において制限が課されています(表 1)。なお、米国においては他にも、買収ターゲットが連結納税子会社である場合は SRLY (Separate Return Limitation Year) ルールによる連結納税制度特有の使用制限があります。

表 1 § 382 による繰越欠損金の使用制限

項目	内容
欠損金の使用制限	株式取得取引及び企業再編取引等により、欠損法人である買収ターゲットの株主に支配変更が生じた場合には、買収ターゲットが有していた繰越欠損金等の株主変更後の利用が制限される。
支配変更の定義	欠損法人の株式の5%以上を直接・間接に保有する個人株主の株式保有割合が、過去3年の累積で50%を超えて増加している場合をいう。日本法人が米国子会社を保有する日本の買収ターゲット会社株式を買収するケースであっても、382条が適用される場合がある。

米国企業買収においては、株式買収の方式をとった場合に買い手にとっては税務面でメリットが取りにくいという側面もありますが、これを解消する手段として IRC § 338 の規定が存在します。

4. IRC § 338 の選択

(1) § 338 の選択

§ 338 を選択することにより、買い手、売り手の双方で税務メリットを享受できる可能性がある

§ 338 の選択とは、一定の要件を満たした株式買収を税務上資産買収と取り扱う規定です(みなし資産買収)。内国歳入庁(IRS: Internal Revenue Service)に対し報告することで、法律上は株式買収でも税務上は資産買収と取り扱うことができ、税務メリットを享受できる可能性があります。§ 338 を選択するための要件として以下があります。

(§ 338 選択の要件)

買い手と買収ターゲットが法人である

売り手が買収ターゲット株式を売却する際、株式譲渡益が非課税とならない。

継続した 12 ヶ月の間に買収ターゲットの 80%以上の株式を買収する

税務上、米国の内国法人は株主構成等の要件により「C 法人」と「S 法人」に分けられます。「C 法人」はいわゆる通常の株式会社で法人自体が納税主体になるものであり、「S 法人」は選択により法人自体ではなくその株主が納税主体となれる法人をいい、株主が 100 名以下である、株主が非居住者でない等の要件がありオーナー系企業に多くなっています。§ 338 には § 338(g)と § 338(h)(10)の 2 つがありますが、買収当事者の法人形態によって利用できる選択が異なります。買収ターゲットが S 法人の場合はどちらの適用も可能性がありますが、C 法人の場合は、連結納税子法人(あるいは連結納税をしていないものの、関連グループのメンバー)であれば 338(h)(10)の選択をすることができます。

(2) § 338(g)の選択

図 3・4 は通常の株式買収と § 338(g)を比較したものです。

図3

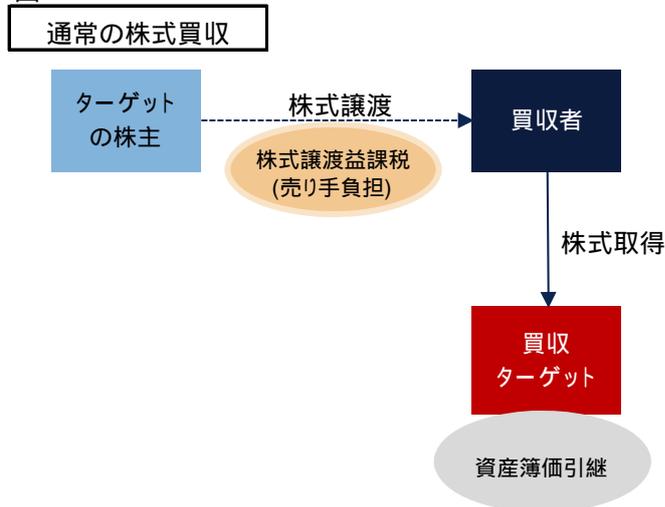
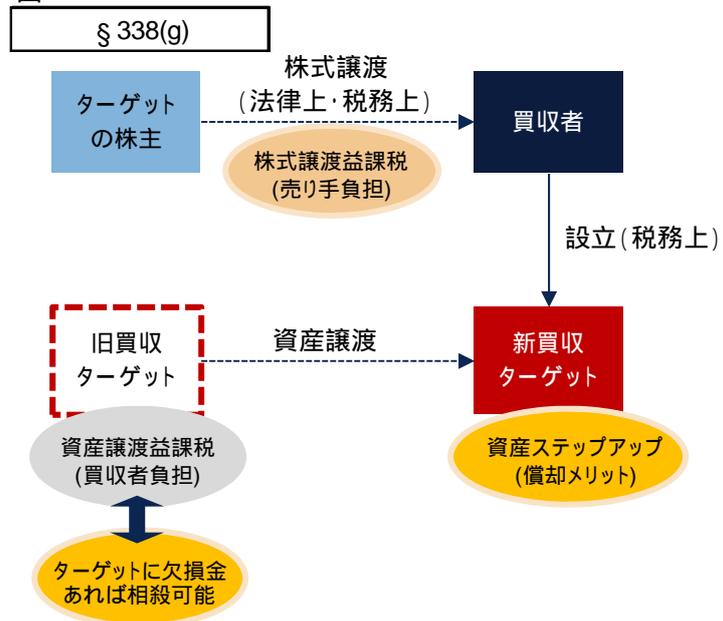


図4



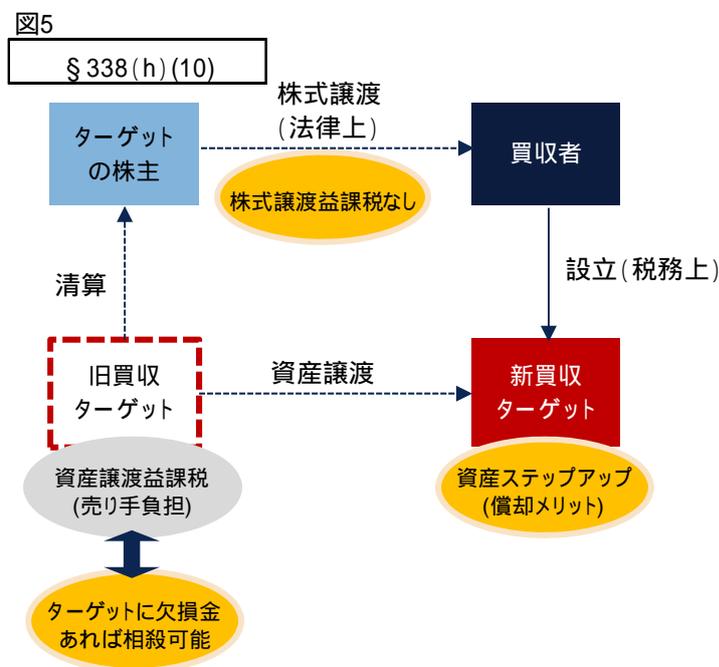
通常の株式買収と § 338(g)の選択は、売り手にとって何ら課税関係が変わることはありません。そのため § 338(g)の選択は買い手のみで行うことができ、売り手の同意は必要ありません。選択することで買い手にとっては税務上資産買収とみなされるので、買い手としては営業権の償却費及び償却資産のステップアップに伴う償却費の増加分を損金算入することが可能となり、税務メリットを享受することができます。

しかし、その反面 § 338(g)の選択では買収ターゲットレベルで資産売却益に対し課税されることとなります。この追加税務費用は買い手側の負担となるため、償却メリットを享受できても資産売却益に対する課税負担により、その節税効果が大きく減殺されてしまいます。したがって、ステップアップによる償却メリットと資産売却益課税の負担とを比較し、償却メリットが上回る場合に § 338(g)を選択すべきといえます。なお、§ 338の下で認識される資産売却益に対する繰越欠損金の使用については § 382の使用制限の規定が適用されないため、買収ターゲットが十分な繰越欠損金を有する場合はステップアップによる償却メリットを享受できる可能性が高くなります。

(3) § 338(h)(10)の選択

一方、§ 338(h)(10)の選択は § 338(g)より要件が厳しくなりますが、選択できれば買い手にとってはより多くのメリットを享受できる可能性が高いと考えられます。前述のように § 338(h)(10)を選択するには買収ターゲットが S 法人であること、あるいは C 法人でも連結納税子法人であること(あるいは連結納税をしていないものの、関連グループのメンバーであること)が必要です。また、売り手の課税関係が変わってしまうため、売り手の同意を得て共同で選択する必要があります。

図5は § 338(h)(10)を図式化したものです。



§ 338(h)(10)の選択によると、買収ターゲットは買収直前にすべての資産負債を適正な市場価格で新買収ターゲットへ売却し、その直後

に解散したとみなされます。買い手はこの新買収ターゲットの株式を法律上取得したとみなされます。

買い手側からすると買収ターゲットの資産の税務上の簿価がステップアップするため、これが償却資産に配分されれば § 338(g)と同様に営業権の償却費及び償却資産のステップアップに伴う償却費増加による税務メリットを享受することができます。この時、§ 338(g)で買い手負担であった資産売却益に対する課税が § 338(h)(10)では売り手の負担となるので、この点において買い手にとって § 338(h)(10)を選択する利点があるといえます(ただし、§ 338(g)においても繰越欠損金の使用により資産売却益課税の負担がない場合は効用に差異はありません)。買い手が § 338(g)の選択をしても売り手にとって税務上何ら影響はありません。しかしながら、§ 338(h)(10)の選択をした場合、売り手は株式売却益課税を負担しない代わりに買収ターゲットが認識する資産売却益課税を負担することとなりますので、売り手にとってこれがデメリットとならないか検討し、共同で行うことにつき同意を得る必要があります。例えば、買収ターゲットが S 法人である場合、資産譲渡益の一部が買収ターゲットの株主においてキャピタルゲイン課税ではなく通常の所得課税(最高 39.6%)となる点もあるため考慮が必要です。この点、繰越欠損金の使用により売却益課税を軽減させることも可能ですし、§ 338(h)(10)選択による買い手の償却メリットの範囲内で買収対価の上乗せを売り手に提示することも可能と思われる。

早いタイミングで税務専門家を起用してストラクチャーを検討することが肝要

5. おわりに

日本企業が米国企業を買収する際に税務上論点となる § 338 について解説しましたが、これ以外にも事業体の種類や繰越欠損金の使用制限など複数の論点があります。米国企業を買収にあたってはこれらの論点を総合的に勘案して戦略を練る必要があります。M&A の税務戦略により将来のキャッシュアウトを低減できれば、競合他社よりも高い買収価格を提示する、あるいは売り手の手元キャッシュがより多く残るようなスキームを提案することも可能となり、入札案件においては他の買い手候補よりも有利な条件で交渉を進めることが可能となります。

§ 338 の選択に限らず米国の税制は複雑であるため、米国企業を買収においては早いタイミングから税務専門家を起用し、税務メリットを享受できるような戦略を立案することが重要です。本稿が米国進出における一助となることを願っております。

ここに記載されている情報は概略的な情報を提供する目的で作成されたものです。したがって一般的な参考目的の利用に限られるものとし、個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく本書の情報を基に判断し行動されないようにお願いします。本書に含まれる情報は正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではありません。本書に含まれる情報に基づき行動または行動をしないことにより発生した結果について、GCA FAS はいかなる責任、義務も負いません。

お問い合わせ:

GCA FAS 株式会社

〒100-6230

東京都千代田区丸の内 1-11-1 パシフィックセンチュリープレイス丸の内 30 階

TEL:03 6212 1850 (代表)

E-mail:info@gcafas.com

http://www.gcafas.com/